

学校だより

# 小森江東小

発行責任 北九州市立小森江東小学校  
校長 中野 まどか

## 小森江東小学校めざす子ども像

### 知徳体

すすんで学び、思いやりのある、たくましい子ども  
 かしこく 進んで学び、よく考え判断する子ども  
 やさしく 違いを認め合い、仲良く助け合う子ども  
 たくましく 自ら体を鍛え、我慢強くやりぬく子ども



## 「命を守る」 交通事故を防止していきましょう



上の写真は、先日お知らせした高齢者の施設の建設工事現場の様子(9月21日)です。作業の方々の車だけでなく大型トラックの出入りが行われています。右の2枚の写真のように、朝の交通安全のため、PTAの方々にご協力いただいておりますが、下校時や放課後の安全等々、心配です。どうぞ、「車」に気を付けるよう、お子様に常に声かけをお願いいたします。

## 門司中学生の活躍

文化の秋、スポーツの秋  
中学生が地域に貢献、活躍しています。



9月2日 小森江東校区敬老のつどい  
小森江東市民センターで、練習の成果を披露。



9月20日 門司中学校体育大会  
台風18号接近のため、17日予定の体育大会が20日に順延。写真は開会式「宣誓」の様子。

## 明日、「ちょこちゃん」の引継式

2年生が後輩の1年生のためにと、一生懸命準備をしたり練習をしたりしてきた「引継式」です。明日は、右の写真のように、獣医師の先生方からの説明もあります。おいでをお待ちしております。なお、獣医師会から報道機関の取材は今のところ「ない。」という連絡が入りました。



## 【自転車子どもに持たせている保護者様へ】

自転車は、環境にやさしく、便利な乗り物です。しかし、ちょっとした不注意や交通ルール・マナーを守らない自転車利用の子どもたちの危険な運転から起きる交通事故が社会問題となっています。学校においては、交通ルールについて安全指導をしておりますが、ご家庭でも、安全な運転を教えてください。

## 民事上の責任

事故を起こして相手を死傷させてしまった場合、相手に対する損害賠償責任が問われ、高額な賠償金の支払いを求められることもあります。

### 歩道で歩行者の通行を妨害

道路交通法第63条の4違反  
罰則 2万円以下の罰金

- 自転車が通行できる歩道は「自転車通行可」の標識がある歩道だけ(小学生以下、70歳以上、身体障害者、やむを得ない場合を除く)。
- 歩道は歩行者が優先。
- 自転車で歩道を通行するときはいつでも止まれるスピードで走ること。
- 歩行者の通行を妨げるおそれがある場合、一時停止しなければなりません。

### 安全運転の義務違反

道路交通法第70条違反  
3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

- 自転車を運転しながら、「携帯電話の使用」、「傘差し」、「イヤホン等の使用」、「犬の散歩」等をするのは、事故につながる危険な行為です。

自転車は、車などと違い、運転免許が不必要ですが、法律上、軽車両とされ、「車両の仲間」です。自転車利用のルールと罰則の一部を右上に紹介しています。ルールを守って、安全運転をするようお願いさせていただきます。事故を起こしてしまった場合、運転者は責任を問われます。

### 並進走行(横並び走行)

道路交通法第63条の5違反  
罰則 2万円以下の罰金

- 2台以上の自転車が横並びで走ることにはできません。(「並進可」の標識がある場合を除く)

### ～損害賠償責任の実例～

- 夜間、携帯電話を操作しながら、無灯火の自転車で走行中、前方の歩行者にぶつかり、重大な後遺障害の残るけがを負わせてしまった事故【賠償金】約5,000万円
- 自転車で道路の右側を走行(逆走)し、対向してきた自転車に接触。相手が転倒し、頭部打撲により死亡した事故【賠償金】約2,900万円